

## 平成 18 年度エゾシカ保護管理検討会開催結果

開催日時 平成 18 年 5 月 19 日（金） 9 : 15 ~ 12 : 00

開催場所 かでる 2・7 7 階 710 会議室

出席者 別紙のとおり

### 内容

#### 1 平成 17 年度北海道東部地域個体数指数について

##### (1) 検討結果

5 月 18 日（木）開催の指数検討部会における検討結果を了承

##### (2) 主な意見及び検討内容

- ・野生動物の個体数推定手法については、世界的にも難しい課題とされており、日本では安定的な手法が今のところ存在しない。道において実施しているライトセンサ結果についても、1994 年及び 2004 年に大幅に個体数指数が減少したが、エゾシカの寿命から考えても、いきなり激減することは考えにくく、調査誤差であると思われる。
- ・本検討会では、国際捕鯨委員会の手法を参考にしたフィードバック管理を導入しており、個体群動態モデルによる補正等を行った実際の調査結果により、過去の指数等の修正を行うことがある。
- ・ライトセンサにおいて農耕地コースと森林コースが混じっていることについて  
森林コースでは、農耕地コースと違い、エゾシカの密度が低く、見通しが悪いため発見しにくいなど、発見効率が異なるが、同一地域の中での個体群動態を調べることについては問題はないことなどから、両方のコースが混じっていても問題はない。
- ・植生によるデータ蓄積も考えるべきとの判断から、植生指数を開発中である。しかし、植生被害は累積して生じるため、エゾシカの生息密度とは必ずしも関係しないことを考慮する必要がある。
- ・いずれか一つの指数のみに依存するのではなく、複数の指数によるクロスチェックが必要。

#### 2 平成 18 年度エゾシカ個体数管理方針について

##### (1) 検討結果（エゾシカ可猟区域及び期間について）

- ・A 地区については、昨年度と同様（10 月 25 日から 1 月末まで）。
- ・B 地区については、始期を前倒し（11 月 11 日→10 月 25 日から 2 月末まで）。
- ・C 地区については、昨年度と同様（11 月及び 2 月）。

##### (2) 主な意見及び検討内容

###### ① A 地区の可猟期間について

- ・A 地区では、国有林の一部が解放されたことでエゾシカがパニックになり、捕獲圧が高まっていることが伺える。
- ・1 月の CPU E 増加の原因は、エゾシカ有効活用気運の高まりや国有林の一部解放、1 月末で可猟期間が終了することによる駆け込み狩猟が考えられる。
- ・猛禽類にとって 2 月は交尾をしたりする時期であるので、狩猟等が行われ環境が乱されることによりプレッシャーがかかることは好ましくなく、条件が変わることでシマフクロウのモニタリング方法も変わることから、昨年度と同様の実施内容がよい。
- ・昨年度の可猟期間を決定する際の目的は、B 地区の捕獲圧を高める、ということにあったのであり、この目的が変わらないのであれば、昨年度と同様の内容で実施するべき。

- ・単年度の結果のみで判断するべきではなく、継続して調査する必要があることから、昨年度同様の内容で実施するべき。
  - ・A地区ではエゾシカ有効活用の気運が高まっているので、可猟期間を延長しなくても、捕獲効率は高くなっていくのではないか。
- ② B地区の可猟期間（始期）について
- ・A地区の捕獲圧を低めることはできないが、B地区のエゾシカがかなり増えている、という印象があり捕獲圧を高めるべきであると思われ、そのためには、入猟できない国有林や積雪のため入猟できない場所を、入猟できるよう整理するのであれば昨年度と同様の実施内容でよいが、そうでなければ可猟始期を早めるべきではないか。
  - ・B地区における可猟期間の始期の前倒しは、B地区における捕獲圧を高めることにはなっても、A地区の捕獲圧を低めることにはならない。
  - ・始期の前倒しについては、地元における農作業との関連もあるため、地元の意見を聞いたうえで、前倒しを行うのであればよいと考える。
  - ・前倒しには慎重な立場を採る。現行の内容は1年しか実施していないのであり、B地区の始期を前倒しすることがA地区の捕獲圧に影響ないのかどうかはまだ不明と考えるべきではないか。
  - ・A地区の狩猟者があまりB地区に移動して狩猟を行うことはない、という分析結果は確かに昨年度単年度のものであるが、一定の根拠を持つものと考えられるべきではないか。
- ③ B地区の可猟期間（終期）について
- ・シマフクロウの生息域については、A地区がメインであるが、B地区の一部（A地区と接する部分(えりも町付近)）にも生息しており、1月末までA地区で狩猟を行っていた狩猟者が、2月に入り隣接のえりも町に入猟したため、この地域で2月に産卵を始めるシマフクロウに影響が出た。シマフクロウの産卵時期は年2回あり、1卵目を2月最終週に産卵する。2月に狩猟を行うことで、この1卵目の産卵環境を乱されることとなるので、期間の終期を早めるべきである。
  - ・B地区におけるシマフクロウの生息場所は判明しており、場所ごとにきめ細かい対応が可能とのことであるが、生息場所判明の危険を避けるため、市町村ごとに終期を設定することができるかどうかを検討するべき。
  - ・市町村ごとに終期を設定することは、技術的には可能であるが、狩猟者の混乱を招くことと、シマフクロウの生息地域とされているえりも町は、同時にエゾシカの急増地域でもあることから、市町村ごとに終期を設定すること及び終期を早めることは困難である。
  - ・市町村ごとに可猟期間の設定を変えるのであれば、可猟期間を短縮された市町村の反発は大きく、また、禁猟することにより、この区域の捕獲圧が全くかからなくなり、当該区域にエゾシカが集まってきて、植生被害が起こる。シマフクロウの営巣木もなくなってしまう。
  - ・B地区の終期は昨年度と同様2月末までとし、シマフクロウ対策については、地元とも協議のうえ個別にきめ細かく対応するべきである。
- ④ C地区の可猟期間について
- ・C地区において12月及び1月を禁猟期間としたのは、その間にA地区及びB地区で狩猟を行ってもらうようにすること及びC地区のエゾシカを油断させること、という目的があったが、12月及び1月における地元からの捕獲要望が強く、当該期間において捕獲許可により捕獲を実施している。当該期間を可猟期間にしたからといって管内のハンターが管外に行かなくなる、ということはなく、管内ハンターの85%は管外でも狩猟を行うことが明らかとなっ

ている。これらのことから、12月及び1月においても狩猟を行えるように可猟期間を設定すべきである。

- ・12月及び1月に禁猟しても、全体のCPU Eが高まらなかったのであれば、可猟期間にした方がよいのではないか。
- ・現行のルールは、かなり熟慮のうえ決定したものであり、それを頻繁に変更することは良くないとする。地元からの要望の有無により、市町村ごとに禁猟にするか否か決める、という意見もあるが、それではルールが煩雑となるし、現地は混乱する。
- ・現在実施しているように、捕獲許可で対応する方法もあるので、ルールとしては昨年度と同様の実施内容でよいのではないか。

### 3 その他（主な意見等）

#### （1）列車運行支障件数について

- ・列車事故が多いことが気になる。線路がエゾシカにとっての安全地帯になっている、との指摘もあり、空砲を撃つなどいろいろな対策を採るべきである。
- ・「運行支障件数」の中には、衝突事故だけではなく、エゾシカの飛び出しにより列車が減速したなどの件数も含まれるとのことであるが、「運行支障件数」としてまとめるのではなく、衝突か減速のみかで件数を分けて計上する必要があると考える。

#### （2）西興部猟区について

平成16年度の捕獲等数は50頭であったが、平成17年度は約3倍の140頭となっている。猟区としては、エゾシカの頭数を減らす、という考えとはちょっと違う視点に立つこととなる。入猟者は道外者がほとんどである。捕獲したエゾシカについては、持ち帰るか、宅急便で送るか、という自家消費がほとんどである。